

柏市教育振興計画策定有識者懇談会要領

制定 平成23年8月25日

施行 平成23年8月25日

1 趣旨

この要領は、柏市教育振興計画策定有識者懇談会（以下「懇談会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 所掌事務

懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 柏市の教育振興の施策について教育委員会に意見を述べること。
- (2) その他第2次柏市教育振興計画の策定について教育委員会に意見を述べること。

3 委員

懇談会の委員は、15名以内とする。

4 任期

懇談会の設置期間は、第1回目の懇談会の開催の日から第2項の所掌事務が終了した日までとする。

5 座長等

- (1) 懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 座長は、懇談会の会議の進行にあたる。
- (3) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 会議等

- (1) 懇談会の会議は、教育長が招集する。
- (2) 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

7 庶務

懇談会の庶務は、生涯学習部教育総務課において処理する。

【資料8】

附 則

この要領は、平成23年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月10日から施行する。